

## 第2回流山市補助金等審議会会議録

- 1 開催日時 令和3年11月16日(火) 午後2時から
- 2 場 所 Zoom開催  
流山市役所第2庁舎3階 302会議室
- 3 出席委員 山田会長、神田副会長、高橋委員、中村委員、山本委員、石井委員、  
笠間委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席職員
  - ・クリーンセンター 石田クリーンセンター副所長、千葉係長
  - ・商工振興課 秋元商工振興課長、小池課長補佐
- 6 事務局 村山財政部次長兼財政調整課長、影山課長補佐、磯田主事、加茂  
会計年度任用職員、加藤会計年度任用職員
- 7 傍聴者 なし
- 8 議 題
  - (1) 対象補助金のヒアリング
    - ①再生資源物回収事業奨励金(クリーンセンター)
    - ②生ごみ肥料化処理機器購入補助金(クリーンセンター)
    - ③空き店舗有効活用事業補助金(商工振興課)
    - ④流山花火大会事業補助金(流山本町・利根運河ツーリズム推進課)
    - ⑤流山本町・利根運河ツーリズム推進事業補助金  
(流山本町・利根運河ツーリズム推進課)
    - ⑥農林水産業の振興に関する補助金(米飯給食における地産地消推進事業)  
(農業振興課)
  - \*④から⑥については時間の都合により次回の審議会に先送りした。
  - (2) その他

開 議 14時00分

(山田会長)

只今から、第2回流山市補助金等審議会を開催いたします。

本日の会議は、7名全員出席ですので、会議は成立していることをご報告します。

また、本審議会は、公開としておりますので、あらかじめご了解願います。

本日は、審議対象補助金6件のヒアリングを行います。

時間に限りがございますので、進行につきましては、ご協力をお願いいたします。

はじめに、事務局から本日のスケジュール等について説明をお願いします。

(事務局)

本日は財政部長及び財政調整課長は、議会関係の会議に出席しておりますので、部長は欠席とさせていただきます、課長は都合が付きしだい出席いたしますのでご了承ください。

はじめに、本日のスケジュールについてご説明いたします。

ヒアリングの順番につきましては、はじめにクリーンセンターの「再生資源物回収事業奨励金」と「生ごみ肥料化処理機器購入補助金」を行い、次に商工振興課の「空き店舗有効活用事業補助金」、流山本町・利根運河ツーリズム推進課の「流山花火大会事業補助金」と「流山本町・利根運河ツーリズム推進事業補助金」、農業振興課の「農林水産業の振興に関する補助金(米飯給食における地産地消推進事業)」を行いたいと思います。

当初予定しておりましたヒアリングの順番と異なりますので注意して審査をお願いいたします。

次に、担当課の説明については、皆様からの事前質問について事務局から伝えてありますので、この回答も含め説明していただきます。

したがって、不明な点等ありましたら担当課の説明が終わった後で質疑していただければと思います。

また、評価表につきましては、本日のヒアリングが終わった後11月18日(水)までに提出をお願いいたします。

配付資料につきましては、本日の次第と担当課の説明資料、各委員の事前質問一覧表です。

最後に、現時点では傍聴者はありませんが、開会中にいらっしゃる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

私からは以上です。

(山田会長)

わかりました。

それでは、ヒアリングを始めますので最初の課を呼んで下さい。

【クリーンセンター 入室】

(山田会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。  
 それでは、「再生資源物回収事業奨励金」についてヒアリングを行いますので  
 説明をお願いします。

(石田クリーンセンター副所長)

「再生資源物回収事業奨励金」について、説明させていただきます。

はじめに、この補助金の概要と公益性など5つの判断基準に対する考え方につきまして  
 は、事前に配付している資料で説明に代えさせていただきます。

【 配付資料 】

補助金番号 5	再生資源物回収事業奨励金
対象者	市から登録を受けた再生資源物収集運搬業者（市内7業者）
趣旨・目的	市民が自主的に行う集団回収について、その活動を行う再生資源物収集運搬業者が、廃棄物の減量化及び資源化を促進し、循環型社会の形成を推進する。
効果	再生資源物収集運搬業者は、集団回収によって回収された資源物を品目ごとに収集運搬する。 市は、安定的な収集運搬及び更なる資源化の促進のため、収集運搬の量に応じ、予算の範囲内で奨励金を交付するものである。
令和4年度 予算要求額	190,420千円 前年度当初予算 149,800千円
増額理由	再生資源物収集運搬業者の経営を維持するため。

補助金審査の判定基準について	
公益性	地域コミュニティの形成に役立つと共に、廃棄物の減量化及び資源化を促進し、循環型社会の形成に寄与する。
公平性	市内全域の再生資源物の収集を行っている。 (リサイクル団体数：255 ※令和2年度末)
必要性	平成24年度より一部行政回収から集団回収1本化に移行し10年目となり、市民の資源物集団回収が定着していることから、これからも資源化を促進するための当該奨励金は必要と考える。
効果	クリーンセンター全体の資源化率27.6%（約16,471トン）で、そのうち集団回収等による資源化率は55.

	8%（約9,200トン）であり、大きく寄与している。 （令和2年度実績）
適切性	安定的かつ適切な収集を定期的に行い、実績報告書についても毎月提出されている。また、集団回収に要する経費として使用されている。

今回は、事前にいただいた各委員からの質問についてご説明させていただきます。

はじめに、山田会長からの「前年度（令和3年度）の当該補助金の決定額1億4,980万円が環境部の検討委員会でのどのような議論が行われたのか」につきましては、再生資源物回収事業奨励金単価について、令和3年4月1日付で「流山市集団回収に関する規則」の一部を改正し、資源物の種類ごとに奨励金の単価を規定していたものを市長が定める単価に改めたことにより、令和3年度からは再生資源物回収業者から毎月、前月分の売払い単価資料を提出させ、併せて集団回収に係る経費を算出し、四半期ごとに委員会を開催して奨励金単価の検討を行うこととし、規則改正することなく柔軟な対応が図られるようになりました。

改正内容につきましては、以下のとおりです。

第11条第1項中「のうち、紙類及び布類については1キログラムにつき9円を、金属類及びビン類については1キログラムにつき12円をそれぞれ乗じて得た」を「ごとの重量及び市長が定める単価に基づき算定した」に改め、「（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）」を削り、同条第3項中「奨励金の額」を「市長が定める単価」に改める。

次に、笠間委員からの質問で、①「昨年度の答申で企業努力によるコストダウンを要請したが、今回の予算申請をみるとコストダウンではなく逆に500万円増額になっている。現状のシステムを継続した場合の今後の予算の見通しについて知りたい。」、②「再生資源物回収事業の委託化についても検討するとのことであるが、それによってどの程度のコストが削減できるか。」についてですが、①については、売払い価格（市況）が好転しない限り、予算の見通しについても現状維持が継続するものと考えます。

また、②の委託化については、現在研究を行っていますが、回収業者の作業は委託化しても変わるものではないと考えております。

現状の直接経費で計算すると現状より増加することが考えられます。コスト削減を行うためには、作業の縮小による人件費の削減等を行う必要があり、それを実施するためには、リサイクル集積所の削減、資源物収集日の変更等が必要となり、これまで培った資源物回収のシステムを大きく変えることになると考えます。

次に、高橋委員からの質問で、①「再生資源物回収事業の市場価格の現状と回収業者の経営実情は、昨年同様厳しい情勢が続いているのか。」、②「最近になって世界的な物不足が起き物価上昇が続く情勢の中で、再生資源物回収の値上げへの影響は予測される兆候があるか。」についてですが、①については、回収に要する直接経費等

をリサイクル事業協同組合に確認したところ、現状も昨年同様に厳しい状況であるとのことでした。

その理由としては、ガソリンの高騰や働き方改革による人件費などが影響しているとのこと。業種的に離職率が高く給料等を手厚くすることで人員確保し事業継続している状況です。

また、運転免許制度の改正により資源物回収の2トン車を運転するために、新たに準中型免許の取得が必要となったため、さらに人員確保が困難となっています。

②の、世界的な物不足での物価上昇の影響ですが、若干ではありますが、値上げに転じている兆候はあるため、常に市況を注視していきます。

次に、石井委員からの質問で、①「令和3年度の決算見込額が予算額を大きく超えているが原因は何か。」、②「再生資源物収集業者の収益構造（売上、経費、補助金等）が見え難いので分かり易い説明が欲しい。」、③「仮に委託化への切り替え移行条件（補助金が膨らみ続ける等）は想定されているのか。」についてですが、①の決算見込額が予算額を大きく超えていることについては、四半期ごとの奨励金の単価（1キログラム当たり）が1期から3期までは、紙・布類が9円でビン・缶類が12円でしたが、4期については、それぞれ10円アップしたことにより決算見込額が大きくなっています。

②の収集業者の収益構造が見え難いとのことですが、これについては毎月、前月の売り払い請求書などを事業者から出してもらい、その月の売り払い単価を確認し、四半期ごとに委員会の中で実際の直接経費とどれくらい差があるのか確認しております。

③の委託化についての移行条件ですが、現在も事業者の方からは委託化を要望する声もありますので研究はしておりますが、直接経費をそのまま委託費としても現在より増額となる状況ですので、現段階では移行条件の想定はしておりません。

次に山本委員からの質問で、「各社の資源物の売掛データや市況を考慮して価格を決定している」というプロセス、1キログラムの単価計算過程、再生資源物の総重量の計算過程と経年変化を簡単にわかりやすく提示していただきたい」とのことですが、先ほども説明しましたとおり、毎月、前月分の売り払い額が分かる資料を提出いただき、収集業者（7社）ごとに収集量に対しての直接経費を割り出し、1キログラム当たりの経費を算出します。

これに対して、1キログラム当たりの売り払い単価と奨励金の単価をプラスした額を比較して変化を見ております。

以上で事前質問に対する説明を終わります。

（山田会長）

担当課の説明を受けて、さらに何か質問がある委員の方はいらっしゃいますか。

私から1点、これまでの説明では毎月の単価がどのように変化しているのか分からないです。

収集業者ごとに人件費や収集量などの違いによって直接経費も一律ではないと

思いますし、会社の経営状態によっても奨励金の額は違ってくるのではないかと思いますので、そういったものがどうなっているのか議論をしないといけないと思いますが。

(石田クリーンセンター副所長)

リサイクル事業協同組合から事業者ごとの直接経費を出してもらっていますが、毎月同様の収集をしていますし、従事する社員の数も変わっておりませんので、基本的には単価見直し当初に出された直接経費と変化はないと考えております。

また、毎月の収集量については事業者ごとにクリーンセンターの計量システムにより把握しており、売り払い単価に奨励金をプラスした単価と直接経費の差についても計算しております。

最終的には、直接経費との差が事業者7社とも違い、プラスの事業者もあれば大きくマイナスの事業者もありますが7社の平均をとって一律の単価で奨励金を出しております。

(山田会長)

今回いただいている資料の中にそのような積算のデータがないので分からないのですが、売り払い単価は毎月変わるのですか。

(石田クリーンセンター副所長)

買取の業者によって、高く買ってくれる時期とかありますので、3か月ごとにチェックをしております。

(山田会長)

そのようなデータがあれば紙・布類の市況はどうか価格上昇しているのかなどわかりますので、そこが不明確というのが皆さん不安に思うのだと思います。

他に質問のある方はいますか。

(笠間委員)

昨年度の当初予算が1億4,980万円で決算見込額は3,000万円の増加で非常に驚いたのですが、来年度はさらに増加し1億9,042万円の要求額となっています。

こうなってくると、今後も際限なく増加していくのではないかと非常に危惧しております。

事業者それぞれの事情はあると思いますが、直接経費の削減等について努力していただき補助金ありきではない管理をしてほしいというのが私の意見です。

(石井委員)

先ほどの説明の中で、収集業者が7社あり直接経費の問題などで力量の差があると思うのですが、一旦指定業者になると入れ替えはないのでしょうか。ある程度、力のある業者でないと補助金を減らすのは難しいと思いますが。

(石田クリーンセンター副所長)

7社で力量の差があるのは事実ですし、収集量が違えば多く売り払った事業者のほうが単価は上がっていきます。

昨年の審議会でも説明しましたが、行政回収も行っていたものを、市民が行う集団回収に一本化し、回収された資源物の収集運搬を収集事業者7社に割り振った経緯がありますので、現在、入れ替えは行っていない状況です。

(山本委員)

我々が知りたいのは、例えば人口の増加からごみ量の増加を予測して、それが妥当かどうかということを検討することだと思いますので、今の状況から考えての数字的な予測があり経年変化がわかりやすく示されれば納得できると思います。

回収に関しての意義や必要性についてはだれしも感じていると思いますが、増額理由の妥当性については、数字的な根拠説明が必要だったというのが私の感想です。

(山田会長)

事務局に確認です。

次回でもいいんですが増額の妥当性について示せるような数字的な根拠資料は出せますか。

(事務局)

担当課と協議して近日中に連絡します。

(山田会長)

他に意見はないようですので「再生資源物回収事業奨励金」のヒアリングを終了します。

次に「生ごみ肥料化处理機器購入補助金」についてヒアリングを行います。

担当課の説明をお願いします。

(千葉係長)

それでは、私から説明させていただきます。

はじめに、この補助金の対象者は申請のあった市民です。

趣旨・目的については、生ごみ肥料化处理容器又は生ごみ処理機器を購入する者に対し、機器購入に要する経費の一部を補助することにより、ごみの減量化及び再資源化を図ることを目的としております。

なお、「生ごみ肥料化处理機器購入補助金」制度については、平成22年度に一度制度廃止となっておりますが、令和4年度に改めて事業を行うものです。

効果につきましては、流山市では、令和4年4月1日から流山市指定ごみ袋を導入し、その目的の一つに「ごみの減量」があります。指定ごみ袋は「燃やすごみ」と「容器包装プラスチック」を対象としていますが、「燃やすごみ」の中の家庭で発生した生ごみについては、生ごみ肥料化处理容器や生ごみ処理機器を使用することにより、生ごみの減容化や再資源化を図ることができます。

そこで、令和4年度から、機器購入に当たって購入額の一部を補助することにより、機器を購入し使用することでごみの減容化・資源化の推進となり、ごみの減量効果が図られると考えています。また、家庭内でごみの減容化や資源化が行われることにより、結果的に焼却施設の負担減などの効果もあると考えます。

次に、令和4年度の予算要求額は、264万円です。

内訳については、適正化実行プランに記載しておりますが、生ごみ肥料化処理容器（コンポスト等）が購入額の2分の1で最大6,000円、申請見込みを40件で積算しております。また、生ごみ処理機器（電気式）については、購入額の2分の1で最大3万円、申請見込みを80件で積算しております。

続きまして、補助金審査の判定基準について説明します。

公益性については、補助金交付によりごみの減量化・資源化が推進されることで、焼却施設の負担が減り、施設の延命化・長寿命化などにつながります。

公平性については、交付の条件を満たす市民にはすべて交付します。また、肥料化を目的とした機器以外にも交付するため、住宅事情により肥料化が困難な家庭にも対応できると考えています。

次に、必要性からは配付しました説明資料に基づいて説明します。

#### 1 平成23年度の補助金廃止についての経緯を説明します。

当該補助金については、平成22年度に行われた事務事業の廃止・見直し等検討会議において、事業効果や費用対効果の問題により、平成23年度から事業廃止となりました。

#### 2 令和4年度からの補助金交付の必要性・効果については

当該補助金が廃止となってから10年が経過し、流山市のごみの問題についても変化がありました。

(1) 人口増加と家庭ごみの排出量増加では、平成23年度から令和2年度まで、市の人口は3万人以上増加しており、家庭から排出されるごみの量も、近年は非常に増加しています。

(2) 家庭から発生したごみの割合では、令和2年度に家庭から発生したごみの量（重量ベース）うち、72.2%を燃やすごみが占めています。

さらに、令和2年度に毎月1回実施している、クリーンセンターに持ち込まれたごみ全体の中から行われるごみの組成分析によると、平均して可燃ごみの8%を生ごみが占めています。

(3) 生ごみの減量化・資源化では、(1)(2)をふまえると、生ごみの減量化・資源化は、家庭から発生するごみの量を減らす効果が非常に高いこと。

さらに、生ごみは、発生した段階で、80%以上を水分が占めるといわれており、市においてもホームページ等で家庭での水切りの方法等を周知するよう努めており、家庭で生ごみ肥料化容器や生ごみ処理器を導入することで、発生量を大きく減らすことができると考えております。

特に、生ごみ処理機については、生ごみの重量を5分の1から10分の1に減らすことができるとされており、集合住宅等生ごみの肥料化が困難な家庭についても、生ごみの大幅な減量に取り組むことができるため、減容効果が高いと考えます。

参考として、実際の効果について試算しておりますが、生ごみ処理機による減容化を行った場合、4人世帯で1年間約39 kilogramsの生ごみの減量効果が期

待できます。

- (4) 流山市指定ごみ袋導入によるごみの減量化の相乗効果では、令和4年度から完全導入する流山市指定ごみ袋は、「燃やすごみ」「容器包装プラスチック」に使用しますが、導入の目的の一つに「ごみの減量化」があります。

導入により市民の意識が高まり、ごみの減量効果があると期待していますが、生ごみについては、どんなに努力しても一定量出てしまうものであり、補助金交付により、生ごみ肥料化容器や生ごみ処理器を購入することで、どうしても発生してしまう生ごみの減容化を促進することができると考えております。

### 3 補助金の適切性については

- (1) 生ごみ以外の燃やすごみの減量化・資源化では、生ごみ以外の燃やすごみの大半を占めるものは紙類となっており、紙類については、発生したごみの重量を減らすことは困難ですが新聞・雑誌・段ボール等は、すでに資源化について一定のラインができていますので、補助金交付等の必要はないと考えます。

また、草木類については、流山市民が森のまちエコセンターに持ち込んだ場合は無料で引取りを行っているため、これも補助金交付等の必要はないと考えます。

- (2) 補助金の単価については

生ごみ肥料化容器については、前回と同じ補助内容とし、生ごみ処理器については、集合住宅等肥料化が困難な世帯も利用しやすいよう、補助金額の最大を2万円から3万円に増額したいと考えております。

なお、生ごみ処理器の販売価格は機器によってさまざまであり、6万円のものもあれば30万円のものもあり幅がありますが、市内家電量販店で販売されている製品は、10万円前後のものが多いため、これの概ね3割程度を想定した補助金額としました。

また、参考としてですが、生ごみ処理機の使用により1世帯当たりの生ごみの減量効果が年間39キログラムであるとした場合、1世帯当たりのごみ処理費用が年間1,700円程度減額となります。

- (3) 補助金交付者への調査については、年度内に生ごみの減量効果等について補助金交付者に対して調査を行い、適切性について検証を行っていきます。

また、補助金交付者に対しては補助金交付時に、後に生ごみの減量効果等について調査を行う旨を通知したいと考えています。

次に、事前にいただいた各委員からの質問に対して説明をいたします。

はじめに、山田会長の質問で「昭和61年から平成23年まで交付してきた当該補助金が事業廃止となった経緯は何か。」につきましては、平成22年度に事務事業の廃止見直し等検討会議が開催され、その中で「事業効果が上がっていない」「費用対効果が悪い」「導入から約25年経過し、制度疲労が生じている可能性がある」との評価をいただいたため廃止としたところです。

次に、「今回の生ごみ処理機導入による生ごみ減量効果はどの程度（生ごみ全体の何%）か。また、生ごみ減量を啓発する補助金であれば他の方法を検討してはどうか」

についてですが、減量効果はどの程度かについては先程2のところの説明したとおり4人世帯で年間39キログラムの減量が期待できます。

また、生ごみ減量を啓発する補助金であれば他の方法を検討してはということですが、当該補助金を廃止したのと同時に市内小学校5校に大型の生ごみ処理機を設置し、業者に依頼して堆肥化を行っていましたが、給食残渣の成分が堆肥化に向いていないということがあり令和3年度からは大型生ごみ処理機による堆肥化はやめております。そして、現在は市内の公立小学校全校に協力を依頼し、給食残渣が肥料化できるかどうかについて研究を行っております。

続いて笠間委員の質問で「事業が廃止になった10年前の評価と廃止理由について」「制度復活によりどの程度の効果が見込めるのか」につきましては、山田会長にお答えしたとおりです。

次に、高橋委員の質問にお答えいたします。

はじめに、「この補助金は家庭菜園を行っている方にはメリットがあるが、一般家庭までの拡大は難しいのでは」についてですが、コンポストだけの補助でしたら極めて限定的な家庭にしか使えませんが、電気式の生ごみ処理機も対象としておりますので、集合住宅にお住いの方など肥料化が困難な世帯にもご利用いただけます。

また、「燃やすごみで肥料化できるごみは何%か」については、燃やすごみの中で肥料化できるものは生ごみと剪定枝であると考えます。生ごみについては資料でも説明したとおりですが、剪定枝については森のまちエコセンターへの直接搬入もあるため、今回手持ちの資料では割合を示すことはできません。

次の「官民一体となって増大する生ごみを燃焼方式から土に戻す循環方式とし、肥料の流通市場を形成して有料等で販売する対策案を流山方式として先鞭をつける。」につきましては、事業としては完璧なりサイクルになりますし、非常に大きな効果が見込めると思います。

しかし、現在小学校に対して肥料化を念頭に置いた研究を行っておりますが、堆肥化による完全な循環を今現在行うことは困難だと考えています。

続いて石井委員の質問にお答えいたします。

はじめに、「申請見込み数が市の総世帯数から見て少ないが、行政として未来志向のテスト的意味合いがあるのか」についてですが、世帯数については近隣市町村の近年の実績を考慮して見込んでおります。また、未来志向のテスト的意味合いがあるのかでは、導入初年度ということであり、購入者に対して実際の減量効果を後日調査し、それに基づいて今後のより具体的な減量効果の把握に努めてまいります。

次に、「当初の器具購入についての補助は歓迎だが、以後のメンテ、再購入費用などを考えると問題ないか」についてですが、当初の器具購入については1世帯1年度に1回、電気式生ごみ処理機は1世帯3年度に1回の補助ですが、メンテや再購入費用などへの補助は考えていません。

続いて山本委員の質問で「過去の審議会では生ごみ処理機の有効性の追跡調査についても議論されたようであるが、そのようなデータから、この補助によりどのくらいの

ごみの減容化が具体的に期待でき、流山市にとってどの程度の効果があることなのかを具体的な数値で示してほしい」にお答えいたします。

山田会長からの質問でもお答えしましたが、これについては事前に配付しました資料「清掃のあらまし」に基づいたデータによる試算で示させていただいております。

以上で、私からの説明を終わります。

(山田会長)

ありがとうございました。

各委員から質問があればお願いいたします。

(神田副会長)

私は、この補助金が廃止になった平成22年度から、現状は何も変わっていないと思います。

今回、電気式生ごみ処理機を80件予算要求されていますが、金額に見合うほどの効果が出るのか疑問です。

新しいマンションですとディスポーザーが付いている所も多いですし、安い生ごみ処理機だと貝殻や卵の殻などは除かないと処理できないなど使い勝手が悪く、10万円以上するものでないと使いこなせないとの話も聞きますので、私としては費用対効果がないと思います。

(千葉係長)

確かに1年間では1世帯当たり39キログラムの減量効果ですので、1年間の効果として補助額の3万円がペイできるとは考えていません。

しかし、電気式生ごみ処理機を3年に1回補助することで、持っている世帯を増やし積み重ねていくことで導入の効果はあると考えています。

(山本委員)

世帯当たりの減量効果については理解しましたが、この補助金を導入すると導入しなかった場合と比べてどうなのか。例えば、意識の高い方は補助金がなくても購入するでしょうし、補助金に誘導されて購入する方もいると想定されていると思います。

その比較がわからないと市全体としてどのくらいの効果が期待できるのかわからないと思います。

(千葉係長)

以前に補助金を廃止してから10年が経過しておりますので、今回、この生ごみ処理機を導入する世帯数を考えるに当たって参考としたのは近隣の松戸市、柏市、野田市と千葉市、八千代市で、同様の補助制度があるため実際の補助件数を基に積算をいたしました。

従いまして、補助金を導入する前にどのくらいの世帯が生ごみ処理機を購入していたかは把握しておりません。

(山本委員)

わかりました。

市全体として補助金を導入する前と比較してどれくらい生ごみ処理機を購入する

世帯が増えて、それは市にとってどう意義があるのかということを確認にしたかったのでお聞きしました。

(高橋委員)

総額260万円程度の補助金でどれだけ効果を上げるかということは大変困難であると思います。

生ごみの処理については、これからも永遠の課題であると思いますが、将来的には何か抜本的な改革をされる必要があると感じました。

(千葉係長)

モデルケースとして全ての堆肥化をやっている市町村もありますが、現状として近隣市町村では堆肥化を全ての世帯に対してやっているところはないので、まずは、飼料化というところを研究しておりますが、各種の動向も見つめていきたいと考えております。

(山田会長)

平成22年度までやっていた内容で補助額だけを2万円から3万円に上げ、10年経過しても同じ仕組みでやっていけば、当然、何年か先には同じ議論になると思います。

1世帯当たり年間1,700円のごみ処理費が減額になるとの説明ですが、今回の80件分を積算しても13万6千円の減額にしかならず、260万円の補助効果としては非常に費用対効果が悪いと思います。

環境のことを考えるのであれば、堆肥化されたものを有効活用し市民に還元する仕組みを新たに作り、この制度を再構築するなどの提案がないと難しいのではないかとというのが私の感想です。

(神田副会長)

生ごみの80%以上が水分ということなので、各家庭での水切りの方法などについて市の広報等で大々的にキャンペーンをすることでも生ごみの減量になるのではないのでしょうか。

(千葉係長)

水切りの方法などについて、現在、市のホームページに載っていることに加えて何かできることはないか検討させていただきます。

(笠間委員)

私も神田委員の意見に賛成で、単に生ごみ処理機を導入すれば減量化できるというものではなく、市民一人一人が生ごみをいかに減らしていくかという意識をもって行動しないと市全体の生ごみは減らないと思います。

減量化の大前提として、「食材を無駄なく使い、水切りをしっかりとる」というようなキャンペーンなどをしないと、うまくいかないと思います。

(千葉係長)

まずは、この補助制度の導入によって大きな成果を出したいと考えておりますが、当然、それ以外の方法についてやらないということではなく、この補助制度以外の生

ごみ減量化の施策等についても今後研究し候補としてまいります。

(山田会長)

他になければ、以上でクリーンセンターのヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【クリーンセンター 退室】

【商工振興課 入室】

(山田会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、「空き店舗有効活用事業補助金」についてヒアリングを行います。

はじめに担当課から説明していただき、その後に、私たちから質問を行いたいと考えております。

それでは、説明をお願いします。

(秋元商工振興課長)

それでは、「空き店舗有効活用事業補助金」についてご説明いたします。

はじめに、当該補助金の対象者は、空き店舗に入居し事業を行う法人及び個人事業主となります。

次に、趣旨・目的につきましては、市内に生じてしまった空き店舗の解消を促進し、市内の賑わいの回復と創出を図ることを目的とするもので、空き店舗に入居し事業を行う法人及び個人に対し、改装工事費及び家賃等賃借料の一部を補助するものです。

補助金の効果としましては、改装工事費の2分の1相当、上限100万円及び物件の所有者に支払う家賃等賃借料の2分の1相当、1か月の上限7万円を36か月にわたって補助することは、他市にないインセンティブであり、流山市内での空き店舗物件を活用した事業展開の促進を図ることができます。

また、これにより市内に生じてしまった空き店舗が減少し、負の連鎖（シャッター街化）を抑止し、市内の賑わいの回復と創出が図られます。

次に、令和4年度予算要求額は1,128万6千円で対前年比391万3千円の増額となります。

増額理由につきましては、補助金の有効活用がより促進されるようこれまでの交付要綱を廃止し、新たに補助対象者を創業者以外にも拡大し規則を制定したことが交付件数の増加が見込まれる要因です。

次に、補助金審査の判定基準についてですが、市内経済の振興、市民の利便の向上に寄与するとの観点から公益性はあるものと考えております。

また、諸条件に合致すれば等しく申請の機会があることから公平性もあると考えております。

次に、必要性については、改装工事費及び家賃等賃借料の補助は、他市にないインセンティブであり、流山市内での空き店舗物件を活用した事業展開の動機づけになることから必要と考えます。

適切性では、出店に伴う改装工事費と家賃等賃借料の一部を36か月補助するもの

で、事前協議の段階から商工会議所経営相談員による経営指導を行うとともに、開業後も経営状況のヒアリングを行うことなどを規則に定めることにより、適切性に配慮したものとなっています。

続きまして、事前にいただいた質問について説明させていただきます。

はじめに、山田会長からの質問で「補助金交付先の対象業種について基準を設ける必要があるのではないかと」「不動産業、居酒屋が商店街の活性化につながるのか」については、空き店舗そのものが「まちの衰退」といったイメージを与えることから、市内に生じてしまった空き店舗を早期に解消していくことが重要と認識しています。

また、「居酒屋や不動産店が活性化につながるのか」という見方もあるのかもしれませんが、出店者は地域の特性、マーケティング調査を経て需要があると判断しています。その店に消費者が来店することは地域に必要な機能であり、賑わいに貢献するものと考えます。

仮に企業のオフィスやクリニックなど商店ではなくても、昼間人口の増加をもたらすこととなれば、周辺の店舗等での消費が期待できるので、活性化に繋がるものと考えます。

したがって、風営法の許可届出が必要な業種や政治的活動・宗教的活動を目的とするものや、人が常駐することのない倉庫など以外であれば、交付対象の業種を限定することなく対象とする考えにあります。

次に、「地域住民が求める業種と出店事業者との協議が行われているか」については、行っておりません。

ただし、今後駅単位での都市機能の充足状況を調査していく予定なので、市民満足度を高めるためにエリア毎に不足していると思われるデータを取得して持つようにしたいと考えています。

次に、「空き店舗情報の提供はどのような形で発信しているか」については、市からは発信していません。

ただし、これについても先ほどの駅単位での都市機能の充足状況の調査と併せて空き店舗の所在について整理していくことを考えています。

空き店舗の情報発信としてはホームページで公開することはなく、民間の情報サイトや不動産仲介などで情報を取得していただくことになると考えております。

続きまして、神田副会長の質問で「これまで補助金交付した店舗の件数と各店舗の継続年数はどうなっているか」についてですが、当該補助金は平成19年度に創設されました。当時は商店街や商業団体が有効活用するものを対象としたもので、第1号は江戸川台振興組合が商店街の中の空き店舗を「アンテナショップ」として活用する案件でした。

平成19年度に開店し、24年度までの5年間継続し、採算性の問題で閉店に至ったと聞いています。

平成27年度以降、流山市では創業スクールと創業者支援の事業を進めていくうちに、流山市内で創業した場合の店舗家賃の補助といった経済的支援を求められるよう

になりました。

江戸川台振興組合以来、当該補助金については利用がなかったこともあり、交付対象者に創業者を加えることで、創業者支援の側面を持たすこととしました。これが平成28年度の要綱改正です。

この平成28年度以降現在まで、創業者による有効活用は15例あり、うち14店は営業継続中で、1件は創業後3年6か月経過後に閉店しています。

営業継続中の内訳としては、4年経過しているのが1店、3年経過しているのが3店、2年経過しているのが1件、1年経過しているのが2店、1年未満が7店です。

閉店した1件は令和3年10月に店舗営業をやめて通信販売とマルシェ等の移動出店へ業態変更に至っているものです。

続きまして、笠間委員の質問で「交付要綱を廃止し交付規則を制定した目的は何か」につきましては、従来の交付要綱では、上位規則である流山市補助金等交付規則の規定にもとづいての交付決定手続きとなり、この場合、申請・ヒアリング・審査等を経て交付決定に至るまでに約6か月程度時間を要することとなり、店舗開業をしようとしてから、改装工事着工まで非常に時間がかかってしまう事態にありました。

開業候補地を見つけても半年間も開店準備に着手できないこととなってしまうことから、約半数の事業者は、改装費を申請できないでいる事態に陥っていました。

半年間開店準備に着手できないという事態は、空き店舗の期間を長くしてしまう要因にもなってしまうことから、改装費補助について償還払いが可能となるよう交付規則を策定する必要がありました。

また、当該事業は空き店舗有効活用という名から、創業支援の観点だけでなく、本来の街のマイナス要因である空き店舗を少しでも有効活用が図られるように交付対象者の見直しの必要がありました。

こうした問題を解決することを目的として規則改正に至りました。

次に、「制度ができてから15年経過しているが、この制度の成果についてどう評価しているか」については、当該補助金は平成19年度に創設され、当時は商店街や商業団体が有効活用するものを対象としたもので、江戸川台振興組合によるアンテナショップ運営のみの活用でした。

江戸川台振興組合には事務局が存在し、自らの商店街の価値を維持するために活用されましたが、その他の商店街は自然発生的に形成されたものがほとんどであり、そうした事務局が存在しない商店街の場合、責任や負担の問題から、団体として生じた空き店舗を有効活用しようとする例は見られませんでした。

したがって、江戸川台振興組合によるアンテナショップ以来、当該補助金の活用はないままでありました。

その後、平成27年度からスタートした創業支援事業を進めていくうちに、流山市内で創業した場合の店舗家賃の補助といった経済的支援を求められるようになり、そういった創業者支援の側面も兼ねたものとなるよう、創業5年未満の者を交付対象者に加えるよう平成28年度に要綱改正をしました。

これ以降、創業5年未満の者による有効活用が15例あり、創業地として空き店舗を有効活用いただいております、創業支援の成果とともに効果があったものと考えています。

新型コロナウイルス感染症問題により、今後も空き店舗が発生することが考えられることもあり、創業5年未満の者以外の一般の事業者にも対象拡大をすることとし、より迅速にかつ効果的に空き店舗の解消を図ってまいります。

次に、「補助金の交付を受けた店がどの程度の期間存続したのか。また、店の経営者はこの制度をどう評価しているのか」につきましては、先ほど神田副会長の質問でもご説明しましたが平成19年度から3年間交付を受けた江戸川台振興組合によるアンテナショップは5年間営業を続けました。

平成28年度の要綱改正以降は、現在まで計15店に交付しており、うち14店は現在も営業継続中です。

1件は創業後3年6か月経過した令和3年10月に閉店しました。

評価につきましては、交付先の事業者とは、毎月メールでの事業報告、年1回の面談を行っており、その中ではいずれの事業者からも、創業当初の不安定な時期に資金繰りで助かっているといった声を聴いています。

次に、「店舗経営の成否は、販売店が如何に魅力を備えているか、その場所・地区に人が訪れるか否かによる要素が大きく、人流の増加が店の成功を左右することになる。その地区に人流を呼び込むには、行政による魅力ある街並みづくり等環境整備も欠かせないと思うがどうか」については、補助の可否の決定にあたっては、事前協議の段階から出店希望者と商工会議所の経営相談員を交えて出店計画の検討を行っており、出店の場所は重要な条件であると認識しています。

また、魅力ある街並みづくり等の環境整備は必要と考えています。商店街に限定するものではありませんが、「流山市商業振興共同施設設置等事業費補助金」という補助制度があり、駐車場、アーケード、防犯カメラ、時計塔など商店街の付加価値を高めるものを整備する場合に活用できるものがございます。

もともと事業者は、人の集まる場所を求めて自然発生的に開業しています。人の流れは社会構造や消費形態の変化に伴って変化していくものですので、魅力ある街並みづくりをするだけで「人流の増加」につながるかどうかはわからない非常に難しい問題だと考えています。

少し話は違いますが、新川地区に物流施設が開発され徐々に稼働しています。そういった施設と駅を結ぶ企業バスが運行されるよう、バス停の確保といったことは現在庁内で検討を進めています。こうしたことが進めば、駅近くの店舗にとって集客確保のチャンスが生まれるようになります。

このような形での連携についての配慮を行政で行っております。

次に、「算出基準に、新規分として3件あるが内容は何か」ということですが、令和4年度中に有効活用が確定している具体的なものはありませんが、現在、事前協議や相談等を6件受けております。

業種としては、美容業、飲食業、食品製造販売、食品卸、福祉系の事務所などです。続きまして、高橋委員の質問で「継続事業補助金は、何年間継続するのか」についてですが、家賃補助は36か月、3年間交付します。

次に、「平成29年度から令和2年度までの4年間、補助金を交付した事業者と現在も継続している事業者はそれぞれ何件か」については、平成29年度から令和2年度までの4年間は11店に交付しています。うち10店は現在も営業を継続しており、1件は創業後3年6か月経過した令和3年10月に閉店し、通信販売とマルシェ等の移動出店へ業態変更に至っています。

次に、石井委員の質問で「令和4年度の3件の申請は何か。」については、先ほど笠間委員の質問の中でお答えしたとおりです。

また、「空き店舗の補助は、対象エリアに制限を設けているのか、市内全域か」については、エリアを限定せず市内全域を対象としています。

続きまして、山本委員の質問で「空き店舗は実際にどの程度減少したのか」につきましては、平成28年度以降、補助金交付により解消された空き店舗は15件です。

また、流山市内に空き店舗がどのくらいあるかが掴めておりませんので、市全体としてどの程度減少したのか確認できません。

空き店舗の所有者が有効活用（賃貸借等）しようという意図があるかどうかで変わってくると思いますが、特に活用する気がないという場合は空き店舗の解消につながりませんので、解消された15件が多いか少ないかという判断は難しいと考えています。

次に、「当該事業のゴールはどこか。（空き店舗数や割合のアンカーポイントとその点からみて今後補助金がどの程度増えるかと考えるか。）」については、人口増加が続く街として、メディアで紹介されることもあり、市内での出店を希望する者からの問い合わせは増加傾向にあります。

また、今回の規則策定により、事業者側から見れば周辺の他市での出店よりも有利と感じられるインセンティブでもあることから、各業種ともコロナ禍による事業見直しを行う時勢ではあるものの、申請件数は増加していくものと考えています。

ゴールについては、「空き店舗が解消されたとき」と言いたいところですが、正直なんとも言えません。近年ネットショッピングによる消費活動が増え、コロナ禍によってEコマースの拡大が更に加速化しました。今後は物販を中心にリアル店舗が閉店し、残るのは飲食業、サービス業といったコト消費に変わると言われています。そうした場合、生き残る業種が狭まり、競合が増えるため、新たな消費ニーズが生まれにくい限り、有効活用をしようとする事業者も減っていくことが予想されます。

そう考えると、流山市に住まわれる方々が、生活上の利便性に不自由がなく満足された時がゴールという見方もあるかと思います。

以上で、各委員から事前にいただいた質問に対する説明を終わります。

(山田会長)

ありがとうございました。

他に、ご意見のある方はおりますか。

(石井委員)

1点目として、空き店舗を利用して起業したいと希望する方の、事業計画などを評価し決定していくシステムのようなものはありますか。

また、2点目として、賃料補助を最高3年間するとのことですが、途中で必要なチェックをするのでしょうか。先ほど月1回のメールチェックや年1回の面談をするとの話がありましたが、それでいいのかという疑問がありますがいかがですか。

(秋元課長)

流山市では、創業支援ということで創業スクールを開催しており、起業したい方に受講していただくことや商工会議所で行っている創業塾に参加していただき事業計画を立て、商工会議所の経営指導員の審査を経てから補助金申請をしていただくことになっております。

また、交付決定後の事業状況のチェックにつきましては、毎月の売り上げ状況を提出いただき経営の事業計画通りになっているか、乖離はないかを見定めております。

要綱を廃止し規則制定したところで、開業後についても経営指導員の指導を受けることを明記し、事業の継続性を高めるための規定をしております。

(石井委員)

書面によるチェックも大事ですが、事業立ち上げの1年目当たりが特に大事だと思いますので、状況を見るという意味でも立ち入り・面談のようなチェックは必要かなという思いがします。これは意見です。

(山田会長)

他に意見のある方は、無いようですので私から質問ですが、先ほど、空き店舗は所有者に貸す意思がないと有効活用できないので、空き店舗の全体数を把握するのは難しいとの説明がありましたが、空き店舗を減らしていくとの趣旨でこの事業があるわけです。

このことを踏まえれば、このエリアにはこのような空き店舗がありますという情報を広く公開し、その上で補助金を使ってくださいというアナウンスが必要だと思います。

また、改修費補助は2分の1（上限100万円）で一律ですが、この地域にはどのような業種が必要か確認し、地域が求める業種が創業する場合には改修費用にインセンティブを与え、必要な業種を呼び込むようなやり方も必要かなと思います。

(秋元課長)

空き店舗の数の把握については、山田会長のおっしゃるとおりです。

また、商工振興課には誘致推進室があり誘致活動を行っています。

今現在、エリアによっては小児科や内科が不足しているなどといったこともあり、そのような業種の誘致を考えています。誘致をするときの着地点として、空き店舗の活用も必要ではないかと考えておりますので、GIS（地図情報システム）を使って都市機能別の充足率やそれに合わせて空き店舗の状況などを落とし込んでいければ

と思っております。

ただし、不動産情報の開示については、空き店舗の家賃など計算が難しい状況にあります。また、私たちの中では、こういった所に候補地（空き店舗）があるということは把握しておきたいと思っております。

次に、地域が求める業種にはインセンティブを与えたらどうかということですが、あつたらいいな的な主観的なことで誘導してしまうと売り上げの保障の問題などありますので、各事業者がマーケティング調査など行ったうえで採算性など検討し判断していくと思います。

地域が求める業種については、主観的なものではなく都市機能別にどのような業種がこの駅には足りないかなど客観的なデータで整理し情報提供していこうかと思っております。

（山田会長）

ありがとうございました。

他に意見のある方はないようですので、商工振興課のヒアリングを終了します。

#### 【商工振興課 退室】

事務局に確認ですが、まもなく本日の予定終了時刻になりますので、本日ヒアリングを予定していた残り3事業については、次回にヒアリングすることによろしいですか。

（事務局）

わかりました。

担当課と調整いたします。

（山田会長）

それでは、事務局で整理をお願いします。

次回は、11月22日（月曜日）午前10時からとなります。

また、本日のヒアリング事業の評価については、18日までに事務局に提出くださるようお願いいたします。

以上をもちまして第2回補助金等審議会を終了します。

ありがとうございました。

閉 議 15時58分

流山市補助金等審議会  
会長 山 田 聡